



Title	明末清初の税糧滞納に関する一考察：蘇松地域を中心として
Author(s)	金, 弘吉
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1989, 23, p. 23-56
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48066
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明末清初の税糧滞納に関する一考察

——蘇松地域を中心として——

金 弘 吉

目次

序言

一、滞納の蔓延

二、非特権有力戸の滞納

三、紳士の滞納

結語

序言

明清時代の社会矛盾をよく現わしているものの一つに税役問題がある。この問題の核心は、然るべき税役賦課が

行われていなかったことにあるのは言うまでもない。従来、税役問題に関する諸先学の研究も、その焦点は、この税役負担の不公平問題と、これと関連した当時の社会経済の構造乃至統治構造の問題を解明するに於つたと言えよう。これに関する研究成果は極めて豊富に蓄積されているが、全体的に見て、その大半は、問題関心が主に税よりは役にあり、役負担の不公平問題を中心として税役制度の改革及びそれと絡む政治・社会的諸問題を分析するものであった。

従つて、税役問題の片方を占める税糧の問題に関しては、未だ十分な分析が行われていないままである。本稿はこの税糧問題、特に滞納の問題を扱うものである。「脱税」が自分の税糧額を減らし、表面的には合法的に、その減少分を納めぬこととすれば、「滞納」は既に定められた税額の全部又は一部を納付しないことであると言えよう。明清時代、特に十六世紀以後、右に定義したような税糧の滞納が目立っている。しかしながら、現在までこの問題に関する研究は非常に少なく、専論はほとんど無い。⁽¹⁾ 財政・税役制度等の問題を論じつつ言及するか、或いは清初江南奏銷案と連関して滞納現象に触れている程度で、⁽²⁾ 何れも表面的な論及に止まっている。加えて、後者の場合、奏銷案の性格解明に追われて滞納自体には別に意味を付与していないか、⁽³⁾ それとも奏銷案に対蹠的な意味を付けて「抗糧」として把握しているものもある。⁽⁴⁾ 右のような見解は明代から引続いて来た滞納の事実十分に注目して来なかつた研究傾向と関連するかに思われる。

本稿では、滞納そのものを構造的に分析したいと思う。明清時代に起つた税糧滞納は、短期間の一時的な滞納でなく、滞納のまま済むこともできた長期的なものであつた。近代国家に生きる我々としては理解し難い点である。脱税は今日も屢々行われているが、すでに決定された税額を納入せず済むということは想像し難いであろう。と

ころが明清時代の中国では、担税能力があるにもかかわらず、税額を納付せぬままに終る者がいたらしい。それは一体どのような社会構造・統治構造の反映であろうか。本稿の問題関心の出発点はまさしくこの点にある。

従って本稿では、実際に担税能力が無くて已むを得ず滞納するいわゆる小農民の滞納問題、また、納戸は確かに納入したが、中間で官吏役等によって着服され、民欠に偽装される問題は扱わない。ここでは主に、担税能力を有するにもかかわらず、その社会的経済的力量を利用して滞納する現象を分析することにする。

担税能力を持ちつつ滞納する者は、恐らく相当な有力者でなければならない。明清時代においては、まず「紳士」層を除いては考えられないであろう。しかし、史料に目を通して見ると、有力な滞納者は紳士のみには限られない。そこにはしばしば「頑戸」とか「姦猾」・「姦民」・「積猾」・「豪猾」・「豪民」等と記され、その滞納ぶりは、紳士のそれとは一線を画するもののように見える。従って本稿では、滞納する有力者を、「紳士」と「非特権有力戸」と分けて考察する。⁽⁶⁾

ところで、有力者にせよ、非有力者にせよ、税糧の滞納は国家権力から堅く禁止されていたことは当然である。いかに強力な有力戸とは言え、国家の厳しい禁令の下で滞納を続けるのは、なかなか容易ではないはずであるが、実際にはそれが行われている。本稿では、まず、どのような方法を以て滞納を続けることが可能であったかを調べたいと思う。勿論、優免特権を始めとして、国家権力から優遇されている紳士と、そうでない非特権納戸とは、その滞納の遣り方が違うはずであるから、各々章を分けて検討する。さらに、有力者の滞納を可能ならしめた社会構造、特に税役制度上の問題点及びその実際の運営に当る地方行政上の問題点を追究したい。

分析対象となる時期は、明末清初、大体、十六世紀前半の嘉靖年間から、十七世紀七〇年代の康熙年間までとす

る。この時期は、明末に滞納が盛んになり始め、順治末年の江南奏銷案を経て康熙初年頃の税役制度の改革に至り、一応ある程度滞納が収まることとなる期間である。つまり、この時期は滞納問題を扱うにおいて、一区切りの期間になり得るからである。

対象地域としては、江南地域、特に蘇松地方を中心にした。明初以来有名な重賦地域となり、国家の財政を支えて来たこの地方が、明末には最も滞納が多い地域としても登場するのである。それ故、この地方は滞納問題の検討において一つの典型的な例となるに違いないであろう。

最後に「税糧」に関しては、明中期以来、その銀納化が進行しつつあった地・丁税を中心とし、他の諸税目は取扱わない。地・丁税が、当時の財政収入上一番大きな比重を占めている面もあるが、論議の簡単化のためでもある。

一、滞納の蔓延

明代の江南地域の滞納への言及は既に、蘇松嘉湖等諸府の地域の田土が多く官田に没入される洪武初からあったようである。⁽⁷⁾しかしこの時の滞納の原因として挙げられたのは、税自体の重さ(重賦)と、官田化に伴って民が官倉まで税を運搬するために生じた追加負担の重さであった。⁽⁸⁾しかも永樂年間に北京地域への漕運の開始以後、この地域の滞納問題はさらに深刻化し、ついに宣徳年間には具体的にその解決策が模索されるまでに至った。当時周忱による諸改革が成果をあげて滞納案が解決されたことについては、森正夫氏の詳細な研究があり、⁽¹⁰⁾ここで再説する必要はないが、要するに当時解決の関鍵となったのは、重賦の緩和及び小民の追加諸負担の軽減であり、問題の重点がいわゆる小農民の滞納にあったと考えられる。

周忱の改革以後、江南地域の滞納はさして多くなく、問題にならなかつたようであるが、それが再び問題と取り上げられる程に多くなるのは、十六世紀正徳年間からであつたらしい。嘉靖六年、左論徳顧鼎臣は、蘇松の錢糧問題に関する上疏の中で、正徳年間より税糧徴収上に問題が起つており、その一つに郷村の勢家の滞納があると述べている。⁽¹¹⁾ また、松江人何良俊は、正徳十年以前には松江地域に錢糧の拖欠は少しも無かつたが、正徳十年以後次第に逋賦が開始めたと語つてゐるのである。⁽¹²⁾ 原因について、顧鼎臣は、州縣官が「比較」を行わず、糧長に徴収の全責任を取らせていると指摘しており、何良俊は「論田加耗」⁽¹³⁾の実施がそれであると言ふ。

顧の指摘については二章に譲り、ここでは何のそれを中心として論議を進めよう。蘇松地域で、主に税率が高い官田は小民が、税率が低い民田は勢戸が、所有してゐた故に、勢豪側から論田加耗及び「均糧」⁽¹⁴⁾に反対があつたことは既に述べられたところである。⁽¹⁵⁾ 反対理由は、土地生産性が低い地域の民は新たに加重された税額を負担できないといふことであつた。右記の何良俊は、論田加耗のため松江の東郷人の負担が増加して錢糧の完納が難しくなつてゐると述べたのであり、崑山人歸有光は、歐陽鐸の均糧以後崑山の高阜阜区で逋賦が出てゐると語つてゐる。⁽¹⁷⁾ 何れも小民の負担増大を滞納の原因に挙げてゐるが、果してそれだけであつたであらうか。

もっとも何良俊も「刁猾之徒」の滞納に言及してはゐるが、二人とも紳士のそれに対しては触れてゐない。しかし嘉靖以来、紳士の滞納が出現してゐたことは、史料で確認することができる。嘉靖初、御史であつた崑山人方鳳は、郷里の糧役が紳士を始めとする有力戸の滞納のため破産した事実を述べており、⁽¹⁸⁾ さらに具体的には、崇禎「松江府志」卷十二役法二、「華亭邑侯井愚叢公二議、官甲餘田起役議」に、

往時（官甲設置以前—筆者）里排催郷官白銀、不惟主人難見如帝、管數人亦難見如鬼。徒倚侯門、吞飢忍凍、徒手而返、限杖難逃。

とあり、里役に当る庶民が官戸の税糧を徴収することの難しさをよく見せている。後述するが隆慶年間に南直隸に官甲が設置されたのは、少なくとも嘉靖年間の紳士の滞納の増加を表現しているであろう。

かかる紳士層の滞納の増加こそ、かの論田加耗とそれに次ぐ均糧の実施と深い関連があると考えられる。一段と増えた自己の税額を、有力者が素直に納めたであろうか。これまでも税額の一定部分を滞納し続けて来た有力者があるとすれば、均糧以後はその滞納額も一層増えたのではなからうか。つまり、何良俊等とは別の脈絡で論田加耗及び均糧は有力戸の滞納の増加の契機の一つとなり、またそれが十六世紀以後の滞納の蔓延と繋がっていると思われるのである。

この後隆慶・萬曆時代からは、紳士・大戸の滞納はさらに多くなつたらしい。隆慶三年應天巡撫に赴任した海瑞は、「赴任する前に、北京で、江南地域の紳士が税糧納付を遅滞しており、特に存留項に該当する錢糧は全く納めておらず、かかることは誰でもやっいて賢者も例外でないという噂を沢山聞いたが、現地に来て見るとやはり間違ひなかつた」と述べている。⁽²⁾ また王世貞は、張居正の敵しい税糧督促の背景に、

江南貴豪、如華亭・金壇・上海、各恃勢若奸猾、巧避匿而不肯完賦者、與滄鹵蠃螺之民錯、莫知所辨析。

ということがあつたと語っている。⁽²⁾

かかる紳士大戸の滞納は、江南地域の滞納を増加させた主要原因の一つであったに違いない。『明實録』萬曆三年二月丙申の詔には、「金花銀は折納が甚だ軽し、また分季して徵解するから、小民にはさして重累にならないと思うが、勢豪が恃頑不納し、領解役員が侵欺して、毎年積連され、その額が一六一万兩に至った」とあり、勢豪の滞納の比重の重さを強調している。また地域はややずれるが、萬曆二十年代深水知縣であった徐必達も、当時應天府諸縣の逋賦は豪猾の滞納が原因であると語っている。⁽²³⁾

有力戸の滞納は、清朝に変わってもそのまま持続しており、順治四年には殿試の策題にこの問題が登場するほどであった。その設問内容は、明末の弊習の踏襲を指摘した上で、滞納を含む紳士の横暴への対策を問うものであった。⁽²⁴⁾清朝になると、国家の政策とも絡んで、特に紳士の滞納がクローズアップされてくるが、その考察は三章に譲りたい。

以上、有力者の滞納を中心に嘉靖年間以後の滞納の蔓延を見て来た。最後に、概略的ながら当時の滞納状況を数量的に調べて見よう。表一で見られるように、戸部の税収の全国的な滞納率が明末には十一・五%、清初に七%という概況は得られる。⁽²⁵⁾これと、清代後期の虧欠率、即ち嘉慶年間の三%強、道光十年代以前の五%弱、阿片戦争以後である道光二十年代の十%弱等とを比べて見ると、明末清初にいかほど滞納が多かったか見当がつく。

次は、江南地域の滞納額の程度である。明末の史料を見ると、江南地方特に蘇松地域の積連額及びその程度の重大さへの論及は存在するが、⁽²⁷⁾数値を算定できる資料は見当らない。ただ、明末清初の松江人葉夢珠が、明末以来蘇松兩府の滞納が三〇—四〇%に上ると語っており、⁽²⁸⁾萬曆初年頃應天巡撫であった宋儀望は、蘇州地域の逋賦が江南地方の半分を占めていると言っているので、⁽²⁹⁾大体の程度は見積られる。

表一. 戸部の歳入銀兩の虧欠額

(単位：兩)

	全国の積通額	毎年の均	額徴数との比率	典 拠
? ~ 隆慶4年	約200万			『明實録』隆慶4年7月戊辰
萬曆28~30年	199万余	約66万	約15% $\left(\frac{66}{370+66}\right)^a$	『神廟留中奏疏彙要』戸部 卷三, 1b
萬曆32・3~46年	600万余	44~46万	約10.5% $\left(\frac{45}{385+45}\right)$	同上書 卷七, 3a
順治1~17年	2,700万余	約159万	約7% $\left(\frac{159}{2000+159}\right)^b$	『清實録』康熙3年6月庚申
順治8~13年	江南地域400万余	約67万		『清實録』順治14年3月甲寅
康熙1~8年	蘇松地方200余万	約30万 ^c	約17% $\left(\frac{30}{116+60}\right)^d$	光緒『蘇州府志』卷十二 田賦一, 21b

- a. 370万兩は萬曆30年頃の戸部の正・雜課収入額の略数である。額徴数の大略を得るため、この数値に虧欠額を加算した。以下同じ方法である。
- b. 明末に比べ額数が一層増えたのは、戸部の財政管轄の拡大によると見られる。戸部の錢糧管轄は順治7年に縮小されるが、康熙二年再び拡大される（『石渠餘記』卷三、紀會計）。従って、ここでの2,000万兩は戸部の収入額だけとは限らない。『清實録』には順治8年以後、毎年末に徴銀総数が載っており、大体2,000万兩を上回っているが、順治元年よりという事で、2,000万兩に取った。
- c. 計算上は30万兩にはならないが、典拠の記事によって30万兩とした。
- d. 116万兩は蘇州府の（康熙『蘇州府志』卷二十五, 5a）、60万兩は松江府の（嘉慶『松江府志』卷二十一, 8b-9a）額徴銀数である。

清初には、表一で見られるように、江南地方の滞納額が全国のその約半分を占め、蘇松地域の滞納がまた江南地方の約半分を占めていると言えるであろう。⁽³⁰⁾ なお、全国平均の倍以上になるその滞納率は、蘇松地域の滞納の甚だしさをよく反映していると言わざるを得ない。

以上本章は主に現象の記述が中心であった。明末清初に税糧の滞納が蔓延した事実及びその額数と比率の推定、そして有力者の滞納がかなり多かったこと、等について述べて来た。次章からはその構造的な分析に移りたい。

二、非特権有力戸の滞納

滞納が行われる場合は徴収過程であり、滞納した戸を確かめ、(普通鞭を加えながら)その納付を督促する場は「比較」過程である。従って非特権有力戸がどのような方法を以て滞納したかを見るためには、徴収過程と比較過程とを分けて検討するのが便利であろう。

まず、徴収過程であるが、徴収をする主体は、言うまでもなくこの時期には里長⁽³²⁾である。十六世紀初以来、多くの徭役が次々と銀納化しつつあったが、⁽³³⁾ 税糧徴収を始めとする里甲正役はそのまま力役として残存していた。⁽³⁴⁾ とこゝろで、徴収責任を負う里長の催徴に応じない、いわゆる「頑戸」があったのである。この時期の史料には、納付しない頑戸のため里長が嘗める苦痛を伝えるものが多い。⁽³⁵⁾ どうしてかかることが起こり得るであろうか。可能性は二つあると思われる。

一つは、頑戸の勢力が強くと、里長が敢えて催徴に行くのも難しかった場合。この場合、頑戸は後述する紳士戸である可能性が大きいと、紳士でなくてもかかる勢力を持つ人がいたらしい。蘇州人顧公燮は、清初蘇州の郷村で、

県官も手の打ちようがなかった「大猾」の存在を伝えてくれるし、⁽³⁶⁾ 歸有光は湖州府長興縣に官衙の拘拿に応じない大戸がいたことを述べている。⁽³⁷⁾ 彼等の正体を糾明するのは、ここでは困難である。ただ、里長は彼等に対しての催徴は恐らく諦めたに違いないとは言えるであろう。

もう一つの可能性は、現在支払い能力がないと偽って、納付を先に延ばし続ける場合である。この場合、納付期間を越すと、里長は彼を欠戸と報告し、彼は拘拿され比較を受けることになっているが、⁽³⁸⁾ 問題は里長も彼と一緒に答叩きを受けることである。明清時代の律例を見ると、欠糧戸と同じ量の杖刑が里長に与えられることになっている。⁽³⁹⁾ その上、実際は、徴収責任を全面的に里長に委ね、里長だけを叩き責めるのが普通だったらしい。⁽⁴⁰⁾ 既に正徳年間よりこの傾向があったのは、一章で引用した顧鼎臣の上疏で見た通りである。また、萬曆三十七年、華亭知縣聶紹昌は、当時の実情を「拖欠があると、細民の完多完少を問わずに、専ら経催に責任を負わせる」と言っており、⁽⁴¹⁾ 康熙六年呉縣知縣陳冲漢も同じことを述べている。⁽⁴²⁾ 地域が浙江ではあるが、康熙七年総督趙廷臣もやはり同じ趣旨の言葉を語っている。⁽⁴³⁾

かかることの結果、里長は甚だしい苦楚に会うので、その苦痛を避けるべく、自分が先に滞納分を代賠してしまふのもかなり多かったようである。聶紹昌は経催の苦衷を列挙する中で賠納の問題を挙げており、⁽⁴⁴⁾ 崇禎二年華亭知縣鄭友玄は、逋賦の代賠による「中人之家」里長の破産問題を指摘している。⁽⁴⁵⁾ また、一章で引用した方鳳の記事は、糧役が滞納分の賠納のため破産した例であったし、鄭友玄が糧長の代賠の苦を論じたものもある。⁽⁴⁶⁾ 康熙初年の江南布政使佟彭年は、税糧徵收上の問題点を列挙する中で、⁽⁴⁷⁾

將頑者貧者之欠、終日責糧里以代比、是欲責糧里以代賠。⁽⁴⁸⁾

と明晰に指摘しているくらいである。

一方、頑戸の方から見ると、里長の代責や代賠は滞納を貫徹する余地を与えたであろう。むしろ彼等はそれを見越して滞納していたのではなからうか。康熙六年、陳冲漢は、

催科往例、一惟責任排年、期會之日、敲朴是務。排年狼狽難堪、而頑戸、勢家、安坐自得。⁽⁴⁹⁾ (傍点筆者)

と言っており、地域は少し異なるが、順治年間金華府でも、

每邑不無頑戸、誠有高坐安然、視里長之扑責、爲膜置者。⁽⁵⁰⁾

という状態が存在した。たとえこれらが里長の苦衷を強調するための表現であるとしても、頑戸が右のような状況を十分に利用した可能性は読み取れるであろう。

さて、次に比較過程での問題点を検討して見よう。比較は徴取期間中毎月一―三回ある納付期限⁽⁵¹⁾の後に行われるが、それは直接縣官が実施するようになって⁽⁵²⁾いる。里長がその徴限の欠戸を報告すると、書吏はそれに基ついて比冊(比簿)を作成し、縣官に渡す。知縣はこれを持って比較に臨むが、その前に衙役をして欠戸を拘拿し比較に出頭させたのである。里長が該当里の完欠如何を問わず、比較に出席しなければならなかったのは言うまでもない。かかることが規定通り確実に行われれば、頑戸の滞納の余地も非常に狭くなるであろう。しかし実際はそのよう

図一

<p>〇比簿式 <small>每里一本、每本十一張、以一張登寫里總註現年姓名、釘為首頁、照式查算與比。</small></p> <p>甲 經催某人 查算吏書某人</p> <p>本年實徵條銀若干 <small>分爲十限每限該銀若干</small></p> <p>第一限 該完銀若干 <small>已完銀若干</small> 花撒查對流水無差</p> <p>第二限 該完銀若干 <small>未完銀若干</small> 花撒查對流水無差</p> <p>第三限 該完銀若干 <small>未完銀若干</small> 花撒查對流水無差</p> <p>第四限 該完銀若干 <small>未完銀若干</small> 花撒查對流水無差</p> <p>俱同前式寫刻</p>									
第十限	第九限	第八限	第七限	第六限	第五限	第四限	第三限	第二限	第一限
<p>年某里 甲條銀比簿</p>									
<p>十限有欠粘接白紙開比</p>									

出処：『未信編』卷二，徵比。

には行われず、何よりも、比冊の記載が納戸の完欠状態を正確に表していなかったのである。崇禎初、饒州府推官王永吉は、書吏が取賄して、比冊の記載数字の更改や完欠状態の變造をしていると、⁽⁵³⁾比較における問題点を指摘している。

図一は康熙初吳縣で使われた比簿であるが、一甲の年間完欠状況が一覧できるようにになっている。一冊は合計十一枚からなり、冒頭の一枚は里の総額を書く頁である。各期限毎に徴収すべき額を大きな字で書き、実際の完欠額をその下で小さな字で記す。各納戸の完欠状態は納付済みの証拠である截票を下段部に貼り付けて表示するが、⁽⁵⁴⁾ここに完欠造作が起り得る余地があるのである。王永吉は右で引用した記述に続いて、書吏が截票を實際の数より多く付けているとその問題を挙げて

いる。その外、完欠造作をする方法については、陳冲漢の幕友かと思われる潘杓燦が、

印官心煩、全憑該管指點。奸頑欠戸、賄買盡書、於比冊之上、或粘揭重頁、庇護全里。或水貼膏葉、庇護欠多之人。或指稱銀未入數、假串混驗。

と言っており、⁽⁵⁶⁾ 收賄した書吏が、比冊の頁を重ねて付けたり、膏葉で文字を変造したりしたことがわかる。ただ、これは比較の現場において行われたことで、そこに到る前、つまり知縣に比簿を渡さないうちに完欠の造作をする可能性はもっと大きい。⁽⁵⁷⁾

勿論、かかることがいつも旨く行つたとは言えないであろう。恐らくその故か頑戸は、已むを得ず杖責を受ける時は衙役に働きかけて杖を軽くさせたり、⁽⁵⁸⁾ その前、人を雇って代杖させたりして⁽⁵⁹⁾ いた。

比較過程でのこうした操作によって頑戸は無事とその場を乗り越え、滯納の継続ができたのである。そのためには官衙の吏役との結託が必須的なものであったのは言うまでもない。蓋し彼等は、書吏・保歇等、⁽⁶⁰⁾ 地方の土着勢力の一員か、少なくともその勢力と深い関係にあった者と推定されるが、その階層の分析及び具体的な関係の考究は後日を期したい。

ともかく、徴取過程であれ、比較過程であれ、滯納に成功した頑戸の未納額はその年の欠糧分となる。縣官が徹底的にその出処を究明し、徴取しようとすれば、全く不可能ではないだろうが、大体そうはしなかった、否、することができなかった。繁多な項目に複雑な数値が載っている、それに書吏の偽りが混じる難解な徴税書類は、知縣にとつて煩わしいものであったと言えよう。ましてや知縣は入仕したばかりの者が多いし、そうでなくてもすぐ転

勤する場合が多い。⁽⁶¹⁾ 現地事情にも明るくないし、計算にも大体疎い。⁽⁶²⁾ 徴税業務は普通書吏が作成した文書での行政に過ぎなかったに違いない。従って、書吏等と結託して滞納している頑戸を摘発するのは決して簡単なことではない。大凡彼等の滞納は、貧窮の小民のそれと交じって追跡が不可能となってしまう。頑戸の滞納が存在し得る場がここにあったのである。

さて、頑戸のその欠糧分はどのように処理されたのであろうか。里長が先に代賠した場合は、里長と頑戸との私的な関係に移るので論外にする。然らざる場合、右述したように欠戸の追跡が不可能になった時のみでなく、滞納の出処が分かって、その欠糧分が里内の他の納戸に攤派（わら）されるのが普通であった。萬曆四年の張居正の上疏には、勢豪大戸の滞納分を小戸が包賠していると指摘している。⁽⁶³⁾ 前述した強力な頑戸もこの勢豪大戸の範疇に属するであろう。もっともこうした大戸は自己の滞納事実を敢えて隠そうともしなかったに違いない。

ところで、右述した過程が年を重ねると、積逋は段々多くなり、且つ小農民の没落は必至となる。しかしここで注目すべきことは、明代には滞納の追及がさして厳しくなかった点である。言い換えれば州縣官が滞納分を徹底して徴収しようとはしなかったことである。

それは錢糧に関する官僚の考成規定によく示されている。その基準が最も厳しかった張居正の時代でも⁽⁶⁴⁾ 八分が原則であった。⁽⁶⁵⁾ 即ち、地方官は二割弱までの滞納額にはさして気を使う要は無かった。従って執拗に滞納を追及するはずはなく、ここに頑戸が平気で滞納し得る場が準備されていたのである。

ところが、清代には考成が強化されて全完が条件となり、⁽⁶⁶⁾ 縣官は徴収状況に気を揉むこととなる。⁽⁶⁷⁾ とすると、滞納は減るのが当然かに思え、表一のように全国的な趨勢はそうであったとも言える。しかし蘇松地域を見ると、さ

して多く減ったとは言えない。前述の如き滞納の構造が、中央政府の徴収方針の変化や州縣官の催促などで、簡単に崩れなかったであろう。特に、後述する紳士の滞納は縣官にとって非常に厄介なものであり、徴収は旨く行かなかった。それは、順治年間より康熙初期までのこの地域に就いた縣官達が次々と錢糧未完のため罷職されたこと⁽⁶⁸⁾からも裏付けられる。

しかし、明代より取締りが強化された以上、非特権有力戸にとっては滞納の抛り所が狭くなったのは事実であろう。それだけでなく、対策に手を焼いた清朝は滞納構造そのものに手をつけるようになる。康熙初実施される均田均役の改革に伴なう、徴収制度の「自封投櫃」⁽⁶⁹⁾への変改がそれである。言い換えれば、それは里甲制的徴収体系の終焉の始めを告げるものであった。

勿論、自封投櫃の実施が直ちに里甲徭役を消滅させたとは言えない。呉縣では康熙六年陳冲漢の截票免比法の改革の時、自封投櫃と里長とを並存せしめており、⁽⁷⁰⁾他の縣でも催徴役が根強く残存した例もある。⁽⁷¹⁾しかしそれはあくまで残存であり、里甲制的体系は既にその主流の座を自封投櫃の体系に譲っていたのである。このことは、今まで里甲制的徴収体系に依って滞納して来た頑戸を躓かせることになる。しかし彼等は新しい体系下でも滞納への道を逸早く見付けていた。自封投櫃体制は「包攬」的体系とも換言できる程に、清初から包攬は一般化する。⁽⁷²⁾彼等はこの包攬を通じて滞納をし続けることになったようである。包攬的徴収体系下での滞納の構造は稿を改めて展開したい。

ところで、清朝はしばしば税糧減免を実施した王朝として知られており、またそれへの後世の歴史的評価も肯定的であるかに見える。⁽⁷³⁾しかし清朝の財政が好転する康熙二十年代以後と、窮迫していたそれ以前とは、その減免

表二. 清初の積逋蠲免状況

	対象地域	事由	内 容	備 考
○順治元年	北京・河北	寇 乱	被害によって差等的に賦役免除	
○ 2年	河南・山西	〃	賦税の半分	
〃	江 南	平定江南	本年税糧 $\frac{7}{10}$, 兵餉 $\frac{4}{10}$	
○ 3年	〃		漕米 $\frac{1}{3}$ 以上, 賦5年(4縣)	
○ 〃	湖廣の二府	大兵経宿		
11年	全 国		順治6・7年地丁逋賦	積逋蠲免開始
13年	〃		順治8・9年地丁逋賦	
○康熙元年	南昌府の五縣		浮米と其の折銀	
* 3年	全 国		順治15年以前民欠	
○ 4年	〃		順治18年以前欠糧	
8年	〃		康熙1・2・3年民欠	
10年	〃		康熙4・5・6年民欠	
△ 〃	東巡所經地	巡 行	今年租	巡行蠲免の始め
18年	江 南	財賦繁多	康熙12年以前欠糧	
20年	全 国(?)	兵革寇息 人民乂安	康熙17年以前地丁民欠	

根拠資料：○標識は『皇朝通典』卷十六 食貨十六。

△は 蕭一山『清代通史』1冊, 811頁。

*は『清實録』康熙3年6月庚申条。

その他は光緒『蘇州府志』卷十八 田賦七, 蠲賑, 及び嘉慶『松江府志』卷二十六田賦, 恩蠲。

の性格も異なっていた。特に滞納分の減免の場合、初期のものは「善政」のそれこそプロパガンダ的色彩が濃い。表二で見られるように、滞納分蠲免は何年か以前のものだけが対象となっている。⁽⁷⁴⁾ 順治十年代からは一定期間が経つと、その滞納分を蠲免する仕組になり、康熙初年からはその期間が四・五年くらいに固定し始めている。これは滞納が積み重なり、徴収不可能となったもののみを蠲免したということに違いない。康熙二年のある上疏には、あらわに徴収不可能であるものの減免を請い、許可されている。⁽⁷⁵⁾ 従ってそれは形式のみの減免令、特に小農民に実質的恩恵は無いものであったと言わざるを得ない。

というのは、数年も経過した滞納の中で小農民のそれは、逃戸の分を除けば、非常に少ないはずだからである。小民の滞納は、四・五年どころか、その年末まで放置されることもあり得ない。⁽⁷⁶⁾ 前述したように、滞納者は毎月二度ぐらいはある比較の場で笞刑を受けるのが普通であった。⁽⁷⁷⁾ その刑を避ける方法を持たぬ小戸は、如何なる手段を以てしても納付せねばならなかったのである。小民が税糧納付のため借金し、遂には破家亡身した例は史料に頻出する。⁽⁷⁸⁾

従って、三・四年くらい経過した滞納分の蠲免が小農民に実益を与えたとは到底考え難いのである。むしろそれは、今まで長らく滞納して来た頑戸や紳士戸に恵沢を施すものであった。乾隆年間にも蘇州人沈德潜が、

蠲租所及者、多包攬侵蝕奸胥豪右之徒、於良民未必均蒙其惠。⁽⁷⁹⁾

と述べているとおりである。

ここで我々は、清代において有力戸の滞納の抛り所の存在を見出すのである。有力戸は右のようなことを十分念

頭に置きつつ滞納し、滞納分の蠲免は、彼等にとって、一種の安全弁の機能を果たしたのである。

以上、非特権有力戸の滞納のメカニズムを徴取過程・比較過程・国家側の滞納処理等の問題を通じて調べて見た。次は紳士の滞納の構造に関して検討する。

三、紳士の滞納

一章で述べたように、紳士の滞納は嘉靖年間以後多く増加しつつあった。その滞納は、里長が徴取に訪れることさえ困難であった状況によく示されるように、紳士の身分的特権・社会的勢威に基づくものであった。では一体彼等の滞納の拠り所であった特権は何だったであろうか。本来紳士は、周知の如く、免役特権は持っているが、免役特権はなかったのである。それ故か明初有力戸の滞納問題は主に加耗の不納をめぐって起っている。⁽⁸⁰⁾

ところが十六世紀に至り、均徭が力差と銀差に区分されて銀納が一般化し、徭役の科派が田土に移行し始めると、⁽⁸¹⁾ 優免の基準も丁から丁・糧に変化することになった。⁽⁸²⁾ 更に嘉靖以後、実質的に力差の銀納化も進むと、⁽⁸³⁾ 丁数に表示された優免額が実際には糧に換算され、一段と免糧に重点が移っている。⁽⁸⁴⁾ 従って本来税糧でなかった部分も税糧のようになり、紳士は優免額以外の分を本来の税糧と共に納付することとなったのである。

このことは、許容された免糧額をはるかに超えて、恰も税糧そのものが免除されたかのように、紳士の滞納を増加させたに違いない。一章で有力者の滞納の蔓延は、正徳年間に端を發し嘉靖年間に本格化したと述べ、その契機の一つとして均糧の実施を推定したが、この事実上の免糧特権への移行こそ同じ時期に発生し、且つ本格化したものである。

紳士の滞納の情況は既に一章で紹介した通りであるが、それを可能ならしめたのは、言うまでもなく、明中期以来地方社会の指導層になりつつあった紳士の強力な社会的・経済的力量であった。一方、錢糧の催徴を担当していた糧里役は段々郷村社会での影響力を失いつつあった。嘉靖年間よりこの地域の里甲正役は各種の役目に分化し、且つ就役者の階層も低下しつつあったため、里長はもはや以前の如き地方の有力者層ではなかったのである。⁽⁸⁵⁾この結果、紳士戸からの徴収及びその滞納の処理はさらに困難となっていたのである。

この状況を打開するために考察されたのが「官甲」の設置であった。⁽⁸⁶⁾官甲は、南直隸で、隆慶六年參政舒化の提言によって設けられるが、一般の里甲から官戸のみを抜き出し、別に「官甲書冊」を作成する、つまり紳士のみの里甲を編成するものである。従って紳士の税糧は、里長等とは関係なしに、官戸の知数が自辦・自比・自收・自兌することとなった。要するに糧里役の媒介なしに、官戸自ら納付し、また交兌することになったのである。

では官甲の設置以後、紳士の滞納には何か変化が起ったのであろうか。官甲の設立後、詭寄が盛んになったのは、既に先学の研究によって明らかになっているが、⁽⁸⁷⁾かかる詭寄の増加は、直ちに紳士の滞納を増やすことでもあった。詭寄の主な目的は、言うまでもなく、役負担の回避にあるが、税糧に関してはそれはまた包攬の機能を持つものである。従って詭寄の増加は、紳士の名義上の税糧納付額を増やすこととなり、それについて規定された免糧額をはるかに超える滞納が可能となるのである。このことは、次の范濂『雲間據目抄』巻四 記賦役の記事に示されている。

詭寄之妨賦有二。其一。自貧儒偶躡科第、輒從縣大夫干請書冊、包攬親戚門生故舊之田、實其中。如本名者、

僅一百畝、浮至二千。該白銀三百兩、則令管數者、日督寄戸完納。及有司比較、結數二百七十兩、已足九分、便置不比。是秀才一得出身、即享用無白銀田二百畝矣。(傍点筆者)

ここでは元来一百畝程度の土地しか持っていなかった生員が、舉人登科の後、あらゆる関係者の土地を受寄して二千畝の土地所有者となつてゐる。税銀は三百兩納めねばならないが、実際に納付する税糧額は九割の二百七十兩のみである。つまり、税銀三十兩は納入せずに済みますが、その額は原来所有していた土地の二倍の二百畝分の税糧額に相当するのである。ところで萬曆十四年に定められた舉人の優免額は丁・糧合せて四十四畝である。⁽⁸⁸⁾従つてこの場合、優免額を三倍以上も超過して税負担を逃れることになる。若し受寄しなかつたならば、その納めるべき税銀は、優免額(四十四畝分の六・六兩)を除いて、八・四兩となる。もし彼が全額滞納したとしても、その額数は八・四兩に止まり、前者と比べて遙に少ない。詭寄による滞納増加のメカニズムがここにある。結局、官甲の設置以後、糧里役の煩累は免れ、無力な里長の催徴・比較の苦を取除くといふその目的の主要な一部は達成したが、⁽⁸⁹⁾紳士の滞納は、これによつてむしろその規模が大きくなつたのである。

要するに、自辦自比自收自免を以ては、紳士の滞納問題の解決は根本的にできなかつたのである。本来官甲の設置には、官戸をして強制的よりは自発的に税糧を完納させようとする意図があつたと言えよう。實際、紳士に道德的な勧告を以て、つまり、いわゆる「士大夫」意識に訴へること、完納への協調を求めた地方官もいたのである。⁽⁹⁰⁾しかし多くの紳士は、「士大夫意識」であれ、「天下の公議」であれ、自分の(階級的)利益を超えてそれに耳を傾けることはしなかつた。⁽⁹¹⁾勿論、自分の階級的利益より公の利益を優先させ、税役改革を推進した紳士の存在は重

視すべきことではあるが、全体として、紳士の「良心」に依拠して税収を確保することはほとんど不可能であった。従って、紳士の滞納問題の解決には別の方法が要請されることになった。それは、終局的に紳士の優免廃止を目差している均田均役の改革の中で具体化された。まさしく官甲の廃止である。⁽⁹²⁾なお、自封投櫃的徴収体系の一環とも言える官收官兌の実施も、紳士の滞納に一定の影響を与えたかに思われる。⁽⁹³⁾かかる諸改革の実施と共に新たに展開される紳士の滞納の構造については、自封投櫃的徴収体系下での滞納問題を扱う別稿に譲りたい。

次に、徴収体系がどのようなものであれ、滞納をめぐって絶えざる緊張関係にあったはずの地方官と紳士の関係を考察しよう。

清代とは異なり、明律には紳士を指した滞納罰則規定はまだ存在しない。しかし弘治の『問刑條例』以来、勢豪大戸の滞納に対する強力な罰則規定が追加されつつあり、⁽⁹⁴⁾地方官が、あくまで催徴に応じない紳士を罰する法的根拠は備わっていたと見ても良からう。しかし実際には法的処罰はおろか、その滞納分の追及さえ行い得ない州縣官が多数であった。

まず、紳士身分の最も下位に位置している生員の滞納さえ、地方官が安易に処理し得ることではなかった。中期以来、生員が一つの階層として成立し、強力な同流意識を以て集団を形成して地方社会の無視し難い勢力となったのは、既に諸研究によって明らかにされている。⁽⁹⁵⁾彼等が集団の力を以て縣官に圧力を加えたことはさして稀なことではなかった。ただ、滞納をめぐって縣官と対立すべき生員は、蘇松地域ではさして多くはなかったと思われる。何故ならば、この地域の生員の大半が家計に余裕がなかったと言われているからである。⁽⁹⁶⁾むしろ滞納していた生員の多くは、前述した「頑戸」の範疇に入るかも知れない。従って、やはり当時の紳士滞納の主役は舉人以上の上層

紳士であると言えよう。史料上現れるのも勿論これらの滞納が中心である。

上層紳士の滞納に対する対策が地方官にとってもっとも難しいのは言うまでもない。その中でも、中央の高級官職も経た大郷紳家族の滞納に対しては、一個の縣官は勿論、地方の高級官員も手の打ち様がなかったのである。従って明末の江南地域において紳士の滞納には手を出さないようにした地方官が大部分だったのである。⁽⁹⁷⁾

勿論例外的な人物が皆無というわけではなかった。その代表的人物がかの有名な海瑞であろう。彼は應天巡撫に赴任するや、紳士の滞納について、「田土がある所には当然税糧がある。世の中にこんなばかげた事があるうか」と述べつつ、隸下の縣官に紳士に対する強力な催徴を行うよう指示している。しかし彼は紳士の強力な反撥を受け、また他の事も絡んで八箇月後には退かねばならなかった。まだ巡撫であった時、彼は戸部侍郎譚太初あての書信で、「江南巡撫の完糧は誠に一大苦事である」⁽⁹⁹⁾と嘆いているのである。

海瑞以後は、萬曆元年より七年までの巡撫であった宋儀望と胡執禮は、張居正の支援をバックとして、紳士の滞納処理に手を付けている。しかし四年七月まで在任した宋儀望の時の反撥は激しく、宋は様々の困難に直面した。そのような宋に張居正は激励の書簡を送り、

豪家田至七萬頃、糧至二萬、又不以時納、……今議者率曰、吹求太急、民且逃亡爲亂。凡此、皆姦人鼓說以搖上。可以惑愚闇之人、不可以欺明達之士也。

と述べ、⁽¹⁰⁰⁾豪家の滞納整理が苛酷であって民乱に至るといふ意見が多いが、それは皆「姦人」の策略であり、「明達之士」は決して惑わされなまいと言ふ。その後の胡執禮（萬曆四十七年在任）あての手紙では、

往屬陽山公稍爲經理、而人心玩愒日久、一旦驟繩以法、人遂不堪、謗議四起。

と述べ、⁽¹⁰⁾「陽山公」つまり宋儀望による刑罰をも伴った滞納整理への不満が、宋儀望への謗議となって湧出したと言う。

一方、胡執禮の場合は、紳士の滞納の駆除にある程度の成果を挙げたらしい。その具体的な施策内容は不明であるが、彼は自ら直接現地を調査し、紳士の土地所有状況と滞納状態とを公にする方法を以て取立てたようである。⁽¹¹⁾張は、胡のそうした方法が「不吐不如」（非剛非柔）な最も適切なものであると誉めている。⁽¹²⁾

宋であれ胡であれ、張居正の執政という例外的時代でなかったら、到底そういう政策は施行できなかったに違いない。張の死後、紳士の滞納に直接に手を出した地方官は見出せないのである。つまり、大体は紳士との妥協の方を選んだのであろう。地方を統治するには紳士の協力が必要であったし、地方官自身も紳士の一員であり、自分の将来も紳士の与論公議に大きく左右されるからである。⁽¹³⁾従ってある程度納めてくれば、それ以上は追及しないという一種の慣行が、暗黙のうちにお互いに成立し得るのではなからうか。前に引用した『雲間據目抄』の傍点を付した部分、即ちある擧人の税糧納付額が九割に達すると、地方官はそれ以上の取立ては行わない（已足九分、便置不比）⁽¹⁴⁾ということは、まさしくそういう事実の存在を示している。

また、最近濱島敦俊氏によって紹介・分析された、明末湖州府南潯鎮の郷紳莊元臣の文書の中で、この事実を如実に物語る記事が存在するのを、同氏から教えられた。それは、萬曆三十七年莊元臣が、自分の留守の時、家族が行うべきことを書いた部分である。

凡毎年粮米正粮外、每石加贈一斗、折銀每兩加贈二分。粮米俱要清楚、不得拖欠。折銀止要完九限、八限半元⁽¹⁰⁾可>(*濱島氏「完」に推定)

ここで莊元臣は、税銀は八割五分か九割だけ納めれば良いと家族に指示を与えている。⁽¹⁰⁾

『雲間據目抄』の記事は、范濂が萬曆二十年代自分の見聞を基にして当時の賦役上の問題点を記したものであり、莊元臣の記録は、彼が家政について家族に指示する、極めてプライベートな文書で、且つ日常的・実用的な性格のものであるだけに、滞納関連記事は当時の通例と見て差支えないであろう。

所詮、紳士側から見ても、税糧全体を滞納するわけにはいかず、やはりある程度の黙認される線まで滞納したと思われる。その「ある程度」は右の史料によって一割乃至一割五分と見て良からう。要するに、明末蘇松地域で、少なくとも紳士の一一・五割ぐらいの税糧滞納は、縣官に黙認され、且つ地方社会の慣行であったと言えよう。敢えて言えば、紳士は、一定の滞納は当然のこととし、自分が享有すべきものであると考えていたのである。

清代に地方官の錢糧考成が強化され、縣官が滞納分を一掃せねばならなくなった厳しい状況の下でも、あまりその成果が上がりなかったのは、かかる滞納慣行の根強さを示してくれるものである。切迫した催徴も紳士の滞納対策に別に効果がないと見た清朝は、遂に江南奏銷案という前代未聞の紳士の大量処罰に乗り出したのであった。奏銷案以後の紳士の滞納問題や明末以来の滞納対策は、稿を別にして扱いたい。

結語

以上、明末清初の蘇松地域において有力者の税糧滞納の遣り方とその滞納蔓延の背景を検討して見た。まず、明末における有力者の滞納の激増については、次のような契機を推定した。

一、里長の階層低下。十六世紀以後も力役として残存した里甲正役は、有力者の避役のため、就役者の階層は漸次低下し、且つ役自体も分化されつつあった。それ故、以前とは違って鄉村の非有力者が有力者を催徴することになり、催徴及び代賠の困難によって滞納増大の可能性が大きくなった。

二、均糧の実施。嘉靖十年代、官民田の区別なしの一律科派は、有力戸の負担を増加させ、その滞納を増大・促進する影響を与えた。

三、免役特権から免糧特権への変化。紳士が本来享有していた免役特権が、十六世紀以来雑役の銀納化につれて実質的に免糧特権に変化した。紳士の大土地所有の拡大のため、その優免額は制限されたが、彼等はその制限額を越えて滞納するのが普通であった。

ということ、かかる変化が著しかった嘉靖年間を、有力者の滞納が増加し始める時期と想定した。その滞納の方法については、両者が確然に分けられない部分もあったが、非特権有力戸と紳士とを分けて検討した。非特権有力戸は、主に、徴収制度及び地方行政上の盲点を利用して滞納した。里長に課された一次的責任を利用して彼に転嫁したり、書吏保歇等の鄉村土着勢力と結託して滞納事実を隠したりした。またかかることは、錢糧考成の緩やかさ(明末)、又は滞納分蠲免(清初)によって官側が滞納を徹底して追及しない可能性をも利用するものであった。

これに対し、紳士の方は、その政治的社会的力を利用して滞納した。明末には紳士の一定程度（一一・五割）の滞納は、地方官側からも黙認され、慣行化していたのである。

要するに、紳士の滞納の蔓延は、明中期以後地方社会で指導層に登場して来た紳士層を、地方政府が押えられなかったことの表現とも言える。一方、非特権有力戸の滞納は、それこそ郷村社会内部構造の強固性、地方行政が浸透し難い強固性の表現ではあるまいか。その上、国家と地方社会とを繋いでいた税役制度である里甲制の機能が著しく低下していた時代である。当然国家側はこの税役制度の改編を図り、清初までには自封投櫃と官收官兌とを骨幹とする徴収体系が登場する。徴収体系の変更以後も、決して消滅しなかった滞納の分析が、次の課題となる。

注

(1) 滞納が盛んであった事実には、何等か触れている論文は非常に多いが、滞納そのものを扱っている研究はほとんどない。岩見宏「雍正年間の民欠について」(『東洋史研究』十八―三、一九五九)が唯一とも言える専論である。ただ岩見氏のこの論文は民欠発生の構造的分析を目標としたものではない。

(2) 財政問題と関連して言及したものは、R. Huang, *Taxation and Governmental Finance in Sixteenth-Century Ming China* (New York, 1974)が参考となる。特に同書一四五―七頁参照。財政問題及び奏銷案との関連で滞納を扱っている研究には、宮崎一市「清初における官僚の考成―清初財政史の一齣(一)―」(『釧路論集』一、一九七〇)、J. Dennerline, "Fiscal Reform and Local Control: The Gentry-Bureaucratic Alliance Survives the Conquest", F. Wakeman Jr. & C. Grant ed., *Conflict and Control in Late Imperial China* (Berkeley, 1975), 川勝守『中国封建国家の支配構造』(東京、一九八〇)等がある。

(3) 奏銷案研究の元祖とも言える孟森「奏銷案」(『心史叢刊』一一三集、一九一六)を始めとして、多くの研究が清朝の對紳士政策の解明に重点を置いて来た。郭松義「江南地主階級と清初中央集権的矛盾及其發展和变化」(『清史論叢』

- 一（一九七九）との例に属する。L. D. Kessler, "Chinese Scholars and the Early Manchu State", *HJAS* 31, 1971, R. B. Oxnam, "Policies and Institutions of the Oboi Regency 1661—1669", *JAS* 32-2, 1973, 等が、紳士政策と財政確保の両面を共に言及してはいるが、やはり重点は前者に置かれている。
- (4) 本格的な論議ではないが、小野和子「明末清初における知識人の政治行動——特に結社をめぐる——」（筑摩書房『世界の歴史、十一、ゆらぐ中華帝国』、東京、一九六一）一〇四—一〇五頁にその観点が見える。
- (5) 本稿で、紳士とは紳と士とを合称する意味で使う。しかし、紳士内部を上・下層に区分する時は、伝統的な意味のまま解釈される恐れがある紳と士の用語を避け、張仲禮の用語を借りて上層紳士・下層紳士を使いたい。ただ区分基準は張には従わず、その資格で以て直ちに官僚に就職し得る舉人以上を上層紳士とする。Chung-li Chang, *The Chinese Gentry, Studies on Their Role in Nineteenth Century Chinese Society* (Seattle, 1955) pp. 6-9, 及び 関斗基「清代生監層の性格——特にその個別的階層性を中心に」（『亞細亞學報』二〇、一九六五、後に同氏『中国近代史研究』、ソウル、一九七三、に再収、日訳は『明代史研究』四、五、一九七六、一九七七）参照。
- (6) ただ、非特権有力戸の滞納のやり方に紳士が含まれている可能性もある。それは史料上「頑戸」・「豪猾」等で表現されるものが必ずしも紳士を除いていないことに縁由する。しかし一応本稿では、「頑戸」が決して紳士と対立される概念ではないという留保を付けつつ、非特権有力戸の代名詞に使うこととする。
- (7) 顧炎武「蘇松二府田賦之重」『日知錄集釋』卷十、8 b（上海古籍出版社一九八四年影印本）。
- (8) 同右。
- (9) 森正夫「明中葉江南における税糧徴収制度の改革——蘇州松江二府を中心として——」（小野和子編『明清時代の政治と社会』、京都、（一九八三）三八五頁）。
- (10) 同右論文 参照。
- (11) 『明實錄』嘉靖九年十月辛未条。
- (12) 何良俊『四友齋叢說』卷十三、史九、（中華書局一九八三年排印本）一一〇頁。
- (13) 官・民田の税糧負担の差を緩和するため周忱以来実施されて来た論糧加耗よりさらに進んだ方法で、田土一畝当一定の加耗額を賦課したもの。松江府では、弘治八年巡撫朱瑄の実施以後、その置廢が繰り返される。詳しくは、森正夫

前掲論文 四〇九、四一九―四二二頁 参照。

(14) 官・民田区別なしに畝当りの徴収額を一元化したもの。嘉靖十七年巡撫歐陽鐸の実施命令以後、江南地域に次々と実施された。森、同右論文 三九二―三頁 参照。

(15) 森、同右論文 四〇〇―一、四一二、四四一頁等 参照。

(16) 『四友齋叢説』卷十二、一一〇―一頁。

(17) 歸有光『震川先生集』卷八、「論三區賦役水利書」、(上海古籍出版社一九八一年排印本) 上冊 一六七―一八頁。

(18) 『四友齋叢説』卷十二、一一一頁。

(19) 濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』(東京、一九八二) 二二二頁 参照。

(20) 何良俊が触れなかった、論田加耗の実施と大戸の利害との関係である。これと関連した、松江地域の大家の階層的利書問題については、森、前掲論文 四二九―四三四頁 参照。

(21) 海瑞「官學等冊式」、『海瑞集』(中華書局一九八一年排印本) 上冊 二七二頁。

(22) 王世貞「張居正傳」(『國朝獻徵録』卷十七) 94 a―b。

(23) 徐必達『南州草』卷九、「酌處賦役公移」25 b―26 a。「……卑縣之民、尚儉而務本、畏罪而急公、是以賦無逋負。當事者見其賦無逋負也、謂此沃土所致。不知各縣之有逋負、皆其土闢、其人在、而豪猾逋焉者也。」

(24) 『清實録』順治四年三月丙辰条。

(25) ただ、これは官吏の中間着服分も含んでおり、真実の滞納額の比率とは言えない。康熙元年より八年までの滞納額には、中間着服分が割にも及ばず、真実の滞納が大部分であったが(乾隆『蘇州府志』卷十 田賦三、慕天顏「請除荒冊疏」14 a)、外には史料が見当らず不明である。

(26) 鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」(『近代中国研究』二輯、一九五八) 二〇二頁。

(27) 例えば、『明實録』隆慶四年七月戊辰条に「戸部奏、兩京十三省積逋京庫銀至二百萬、蘇州松江常州三府爲甚。」とか『張太岳集』卷四六、請蠲積逋以安民生疏に「昨查戸部、自隆慶元年起、至萬曆七年止、各直省未完帶徵錢糧一百餘萬。……蘇松兩府拖欠至七十餘萬。」等がそれである。

(28) 葉夢珠『閩世編』卷六、賦税(上海古籍出版社一九八一年排印本) 一四二頁。

- (29) 宋儀望『華陽館文集』卷六、「吳邑役田碑」7 a。
- (30) 康熙十三年江蘇布政使慕天顏も、江南地方の滞納額数の大半が蘇松地域のものであると述べている。慕天顏「請減浮糧疏」(乾隆『蘇州府志』卷十 田賦三) 12 a。
- (31) 康熙二十一年江寧巡撫慕天顏は、康熙九年以前の蘇松地域の滞納率が二〇%乃至三〇%であると言う。慕天顏「再陳蘇松浮糧疏」同右書15 a。
- (32) 里甲制初期の里長と違って、里甲正役が分化された後、税糧の催辦を担当した役を指す。蘇松地域では「經催」とも呼ばれた。以下、別の説明がない限り、本文の里長はこの經催と同意語である。濱島、前掲書 二二〇—二頁 参照。
- (33) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』(東京、一九六七)一三—四頁。
- (34) 原則的に蘇松地域でもこの力役が消滅するのは康熙十年代以後を待たねばならない。濱島、前掲書 四〇六頁 参照。
- (35) 例えば、賦役関係記事で定評ある崇禎『松江府志』卷十一・十二 役法 に多く見られる。また、R・ファン 前掲書 一五〇頁、T'ung-tsu Ch'u, *Local Government in China under the Ch'ing* (Stanford, 1962) p.138, 等も参照。
- (36) 顧公燮『消夏閑記摘抄』上、「大猾天報」(『涵分樓秘笈』二集) 34 b—35 a。
- (37) 『震川先生集』別集卷九 公移、「回湖州府問長興縣土俗」、下冊九二—三頁、「田制雖有定額、其俗以洪武祖名爲戸、徵收之際、互相推調。……又有深山大戸、終歲不聽拘攝者。」
- (38) 康熙年間に税役制度の改革の一環として截票法が実施されてからは、必ずしも里長の報告を通じなくても欠戸摘発ができるようになっていた。潘杓燦『未信編』卷一 徵比 4 b、20 a—b、及び 黃六鴻『福惠全書』卷七 摘拿頑戸 8 a—b に詳細な記述がある。
- (39) 萬曆『大明會典』卷一六四刑部六、收糧違限 2 a—b、光緒『大清會典事例』卷七五八、戸律倉庫、收糧違限 1 a—b。
- (40) 瞿同祖、前掲書一三八頁には、『福惠全書』と『幕學學要』を引用してこのことを一般的な現象として記述している。
- (41) 崇禎『松江府志』卷十一 役法一、「萬曆己酉華亭聶公紹昌經催議」6 a—b。
- (42) 『未信編』卷二 徵比、15 a。
- (43) 趙廷臣「通行各屬徵糧檄」(『資治新書』二集 卷一) 1 b。

(44) 同注41。

(45) 崇禎「松江府志」卷十一、「崇禎己巳華亭鄭公友玄酌議賦役以甦民困八款、一經催十甲均辦議」9 a—b。

(46) これも嘉靖末年以後分化された糧役を指す。蘇州府では糧長が里長から簽充される場合もあった。山根、前掲書 一五〇頁、及び濱島、前掲書 二二二頁 参照。

(47) 崇禎「松江府志」卷十二 役法二、「崇禎己巳華亭鄭公友玄收兌議」14 b—15 a。

(48) 修彭年「議差糧里催輸回文」(『資治新書』二集 卷一) 9 b—10 a。

(49) 『未信編』卷二、「截票免比法陳吳縣稿」15 a。

(50) 李之芳「棘聽草」附録「賦役詳稿」、分守道奉按院一件爲博採利弊事 73 b—74 a。

(51) 華亭縣では、崇禎初年頃知縣鄭友玄が、逋賦及び里長の困境等への対策の一環として毎月二回の期限を一回に減らしており(同註45「……經催十甲均辦議」10 a—11 a)、康熙年間の吳縣では毎月二回であった(『未信編』卷二、21 a—b)。

(52) 他の場合、瞿、前掲書 一三四、二八八—九頁 参照。

(53) 『未信編』卷二、6 b。なお、瞿、同右書一三八頁も参照。以下、比較過程の記述は『未信編』卷二、6 b、18 b—22 a等に基づいて構成したものである。

(54) 王永吉「立法徵收詳文」(『資治新書』卷一) 18 a。

(55) 『未信編』卷二、6 a—b。

(56) 同注53。

(57) 『未信編』卷二、6 b。

(58) 崇禎「松江府志」卷十一、聶紹昌「經催議」6 b—7 aには、納戸の完欠の分数が總書・櫃書の記入次第であり、實際の完欠状況の判別がつかないと記してある。

(59) 『未信編』卷二、4 a。

(60) 同注45。なお、范濂『雲間據目抄』卷四 記賦役、4 bにも関連記事がある。

(61) 里長が東城で錢糧を納付する際宿泊する宿屋の主人で、里長の納税保証人である。詳しくは、西村元照「清初の包攬」(『東洋史研究』三五一—三、一九七六) 一一六頁 参照。

- (61) 嘉靖年間の兵部尚書を経た胡世寧は、正徳以後州県官が頻りに交代され過客のようになったと表現している。胡世寧「守令定例疏」(『皇明經世文編』卷一三六) 1b-2a。
- (62) 袁一相「一條鞭議」(『牧令書』卷十一) 10a。
- (63) 『張太岳集』卷四十、「請擇有司蠲通賦以安民生疏」5a (上海古籍出版社一九八四年影印本)。
- (64) 茅海建・宋堅之「張居正綜核名実の思想和他的考成法」(『中国古代史論叢』一九八一年二輯) 一五一—二頁 参照。
- (65) 明代州縣官の錢糧考成は次の通りである。

制定時期	
未完率	嘉靖四十二年 萬曆元年
二分以上	任俸督催
四分〃	降俸二級、追完九分開復
六分〃	降一級調用 降二級調用
八分〃	革職爲民 革職爲民

* 布政使・知府の場合は所属州縣の完欠分数を総計して同じ基準で考課する。

* 典拠：萬曆『大明會典』卷二十九、徵收、12b-13a、15b-16a。

(66) 宮崎一市、前掲論文 四一、五〇頁所載の表を参照。

(67) 『閩世編』卷六、一三六頁に、「自是而後、經徵之官、皆以十分爲考成、稍不如額、即使糶黃再世、不免參罰。故守令皇皇、惟以徵糧爲事、一切無字、俱不及謀。」とある。

(68) 韓世琦「蘇松浮糧疏」(『皇朝經世文編』卷二九 賦役) 及び光緒『蘇州府志』卷六十八 名宦一、馬祐、等の記事によく現われている。なお J. R. Watt, *The District Magistrate in Late Imperial China* (New York, 1972) pp. 72-74 では順治より雍正年間までの吳縣と長洲縣の知縣の昇降数を調べている。それによると、特に順治より康熙初期までに集中して、昇進より降・革職が多い。

- (69) 濱島、前掲書 三九九―四〇三頁、山本英史「清初における包攬の展開」(『東洋学報』五九―一・二、一九七七) 四四―六頁 等参照。
- (70) 『未信編』卷二、「截票免比法陳具縣稿。」
- (71) 山本、前掲論文 一五〇―二頁 参照。
- (72) 濱島、前掲書 四〇六―八頁、山本、同右論文 一五五―八頁、及び 西村、前掲論文 参照。
- (73) 例えば、劉翠溶「清初順治康熙年間減免賦稅的過程」、『史語所集刊』三七下、一九六七。
- (74) 康熙二十年からは、次年度分まで蠲免する本格的な蠲免である。王慶雲『石渠餘記』卷一 紀蠲免、六二―四頁(台北文海出版社影印本)、及び 蕭一山『清代通史』(北京、一九二三) 一冊 八二―三頁 参照。
- (75) 『清實錄』康熙二年八月辛丑条。
- (76) 例えば、崇禎年間嘉善縣では、頑戸の場合と異なって良民はいかに些細な欠糧も見過されることがなかったと言われる(陳龍正『幾亭全書』卷二八、23a)。
- (77) 趙廷臣「請定催徵之法疏」(『皇朝經世文編』卷二九 賦役)では、州縣官が催徵する時、答を加える方法しか使っていないと指摘している。瞿、前掲書 一三三頁も参照。
- (78) 趙廷臣は同右疏で、小民が笞刑を恐れ、高利の債を借りていると言う。また、姚廷遴『曆年記』中(『清代日記匯抄』上海人民出版社一九八二年排印本)八三頁には、順治十八年松江地域で、催徵の急迫のため高利債を借り、返すことができなく破産した者が多かったと記している。
- (79) 沈德潜「浮糧變通議」(『切問齋文鈔』卷十五) 19a―b。
- (80) 森正夫、前掲論文 三八五―六頁。
- (81) 山根、前掲書 一一三―四頁。
- (82) 和田正広「徭役優免条例の展開と明末挙人の法的地位」(『東洋学報』六〇―一・二、一九七八) 九五頁。
- (83) 山根、前掲書 一一四―五頁。
- (84) 和田、前掲論文 一〇二、一〇六―七頁。
- (85) 山根、前掲書 一四七頁、栗林宣夫『里甲制の研究』(東京、一九七二) 一九五―七頁、濱島、前掲書 二二五―六

- 頁等 参照。
- (86) 濱島、同右書 二三五頁。以下、官甲の記述は、同書二三五一―六、二五七頁による。
- (87) 濱島、同右書 二三四―五頁、川勝、前掲書 四八九―四九〇頁等 参照。
- (88) 和田、前掲論文 一〇八頁。
- (89) 濱島、前掲書 三四二―三頁 参照。
- (90) 『未信編』巻二、22bの記事と、地域は異なるが、『天台治略』巻九、「親催紳衿完糧説」、そしてR・ファン、前掲書 一四六頁等 参照。
- (91) 嘉靖年間、清節に名が高かった諸城縣の丘舜が、郷里では滞納していたことも(朱国禎『湧幢小品』巻十三、却餽負税)、かかる脈絡で解釈すべきではなからうか。
- (92) 松江で萬曆二十年代末に既にその提案が見られるが、実施命令は康熙六年李復興の改革の時行われた。しかし実際施行されたかは疑わしい。詳しくは、濱島、前掲書 三九九、四九七―八、五〇九―五一頁 参照。
- (93) 例えば、漕糧の官收官兌の実施は、紳士にとって漕規の負担の増加と米質の改善が要求される。濱島、同右書三八九―三九四頁 参照。
- (94) 黄彰健『明代律例彙編』(台北、一九七九)下冊 五一六―九頁。
- (95) 呉金成「明代紳士層の形成過程について」(『震檀學報』四八、一九七九、日訳は『明代史研究』八、九、一九八〇、一九八一) 参照。
- (96) 濱島、前掲書 五二四頁 参照。
- (97) 『海瑞集』上冊、「督撫條約」二四六頁、註63の張居正の上疏 等にこの事実が記されている。
- (98) 『海瑞集』上冊、「督撫條約」二五〇頁。
- (99) 『海瑞集』下冊、「啓譚次川侍郎」四二三頁。
- (100) 『張太岳集』巻二十六、「答應天巡撫宋陽山論均糧足民」10a―b。
- (101) 同右書 巻二十九、「答應天巡撫胡雅齋言嚴治爲善愛」18b―19a。
- (102) 崇禎『松江府志』巻三十三、官績三、9a。

(103) 同注101。

(104) 和田正広「明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察」(『九州大学東洋史論集』二、一九七四)四五―七頁
参照。

(105) 莊元臣『莊忠甫雜著』北京図書館所蔵。濱島「明末江南郷紳の具体像——南潯・莊氏について——」(『明末清初期の研究』、京都、一九八九)参照。

(106) 『莊忠甫雜著』治家條約、濱島 同右論文 二〇一頁で再引用。

(107) 詳細な内容及びその他の史料に関しては、濱島 同右論文 二〇一―三頁 参照。

附記 本稿作成にあたって大阪大学の濱島敦俊先生より、内容はもちろんのこと細かい文章表現にまでわたって御教示を賜った。ここに記して深く謝意を表したい。

(大学院後期課程学生)